

## 引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率も2.2%(軽減税率の場合は1.7%)に引き上げられました。

平成26年の消費税率の引上げからの地方消費税の増収分(社会保障財源化分)については、全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

当市の令和4年度における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 令和4年度交付額 1,367,350千円

(歳出)

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途

(単位:千円)

事業名	経費※1	財源内訳					主な事業内容
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	市債	その他	引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)*2	その他	
福祉医療費給付事業	566,008	219,115		1,328	97,350	248,215	福祉医療費給付事業
障がい者支援事業	2,048,458	1,563,465		113	137,000	347,880	自立支援給付事業 障害児通所支援給付事業
児童福祉総務費	1,603,380	1,224,708		1,061	107,000	270,611	児童手当給付事業 児童扶養手当給付事業
老人福祉施設入所措置事業	95,482			20,415	21,000	54,067	老人福祉施設入所措置事業
生活保護総務費	632,587	559,960		3,953	19,000	49,674	生活保護費給付事業
介護保険対策費	1,339,908				378,000	961,908	介護保険特別会計繰出金
国保会計繰出金	627,448				177,000	450,448	国保会計繰出金
後期高齢者医療事業	1,322,534				373,000	949,534	後期高齢者医療事業
予防接種事業	264,869	9,618		50,000	58,000	147,251	予防接種事業
	8,500,674	3,576,866	0	76,870	1,367,350	3,479,588	

\*1…引き上げ分に係る地方消費税交付金については、全て「社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費は除く)」に充てるとされているため、上記事業のうち扶助費のみ(介護保険特別会計繰出金は給付に関わる経費)を抽出した額を記載。

\*2…地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当。